

登米市クリーンセターの維持管理データ(令和元年度)

【焼却施設】

1、処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の焼却量

単位:トン

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年合計
1号炉	960	917	1,016	992	984	407	327	111	1,042	1,040	726	997	9,519
2号炉	959	1,021	741	950	1,018	442	341	146	1,052	1,052	694	1,035	9,451
計	1,919	1,938	1,757	1,942	2,002	849	668	257	2,094	2,092	1,420	2,032	18,970

2、排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果(年1回)

排ガスを採取した年月日	測定結果の得られた年月日	令和元年9月3日 令和元年10月8日	維持管理 基準値	排ガス 採取位置
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	1号炉	0.039	5	煙突

排ガスを採取した年月日	測定結果の得られた年月日	令和元年9月12日 令和元年10月8日	維持管理 基準値	排ガス 採取位置
ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	2号炉	0.64	5	煙突

3、排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度測定結果(年2回)

排ガスを採取した年月日	測定結果の得られた年月日	令和2年6月13日	排出基準	排ガス採取位置	令和2年3月11日	排出基準	排ガス採取位置
		令和2年7月4日			令和2年3月26日		
ダスト濃度※1 (g/m ³)	1号炉	0.005	0.15以下	煙突	<0.001	0.15以下	煙突
	2号炉	0.005	0.15以下		<0.001	0.15以下	
硫黄酸化物量※2 (m ³ /h)	1号炉	0.710	73以下	煙突	2,300	50以下	煙突
	2号炉	0.360	66以下		1,000	50以下	
窒素酸化物濃度※1 (volppm)	1号炉	49	250以下	煙突	38	100以下	煙突
	2号炉	61	250以下		69	100以下	
塩化水素濃度※1 (μg/m ³)	1号炉	33	700以下	煙突	5	50以下	煙突
	2号炉	23	700以下		1	50以下	

※1、ダスト濃度、窒素酸化物濃度、塩化水素濃度は標準酸素濃度12%換算値です。

※2、硫黄酸化物量の排出基準は測定時の状況により異なります。

登米市第1最終処分場の維持管理データ(令和元年度)

埋立地	総面積	41,428㎡
	埋立面積	15,900㎡
	埋立容量	112,000㎡
浸出水処理施設	処理能力	45㎡/日

1、埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量(令和元年度)

単位:トン

項目	令和元年										令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
一般廃棄物の埋立量	主灰(焼却残渣)	埋立終了												
	飛灰(ダスト)													
	流動砂													
	不燃物(粗大)													
	その他													
	計													

2、放流水、地下水の水質検査状況(令和元年度)

採取年月日(採水場所:放流槽)	年月日	令和元年										令和2年		
		4月2日	5月9日	6月4日	7月2日	8月7日	9月3日	10月1日	11月6日	12月3日	1月14日	2月4日	3月3日	
PH	5.8~8.6	—	6.60	7.41	7.25	7.62	6.97	7.23	7.61	7.90	7.82	7.39	8.69	7.75
BOD	60	mg/l	16.7	3.0	2.9	2.1	18.1	9.7	9.4	31.9	25.6	33.8	18.7	17.6
COD	90	mg/l	14.5	8.0	8.8	7.2	13.0	14.9	13.2	18.3	15.3	20.3	12.9	18.6
SS	60	mg/l	6.2	2.6	2.8	3.4	2.2	5.6	4.9	15.2	4.8	3.8	12.5	3.3
大腸菌数	平均3000個/cm ² 以下	mg/l	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

採取年月日	年月日	令和元年										令和2年		
		4月2日	5月9日	6月4日	7月2日	8月7日	9月3日	10月1日	11月6日	12月3日	1月14日	2月4日	3月3日	
※地下水1	PH	—	7.61	7.94	7.80	7.14	6.92	6.99	7.37	7.78	7.40	6.98	7.25	8.04
採水場所(下流)	電気伝導率	ms/cm	0.551	0.637	0.617	0.643	0.710	0.828	0.842	0.802	0.728	0.303	0.684	0.684
	塩化物イオン	mg/l	282.8	303.0	181.8	282.8	242.4	333.3	141.4	8080.0	20.2	30.3	90.9	80.8

2、点検状況

点検年月	点検結果	令和元年										令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
擁壁等の点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮水工の点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整池の点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浸出水処理設備の機能点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
必要な措置を講じた日・措置の内容	措置日													
	措置内容													

○:異常なし ×異常あり

水質測定結果

測定場所 登米市一般廃棄物第1最終処分場（宮城県登米市豊里町笑沢地内）
 測定（試料採取）年月日 2019年8月14日
 測定試料数 浸出水（第1浸出水処理施設 原水槽） 1検体
 放流水（第1浸出水処理施設 滅菌槽） 1検体
 周辺水域 4検体

測定項目及び分析方法
 測定項目及び分析方法を表1-1、表1-2に示す。

表 1-1 測定項目及び分析方法一覧表（浸出水、放流水）

測定項目	分析方法	測定項目	分析方法
水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1 (2019)	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 (2016)
生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21 及び JIS 82.3 (2019)	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 (2016)
化学的酸素要求量	JIS K 0102 17 (2019)	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2 (2016)
浮遊物質質量	S46 報告第 59 号付表 9 (H31 改正)	四塩化炭素	JIS K 0125 5.2 (2016)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	S49 報告第 64 号付表 4 (H31 改正) 及び JIS K 0102 附属書 1. II. 1 (2019)	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2 (2016)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	S49 報告第 64 号付表 4 (H31 改正) 及び JIS K 0102 附属書 1. II. 2 (2019)	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 (2016)
フェノール類含有量	JIS K 0102 28.1 (2019)	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2 (2016)
銅含有量	JIS K 0102 52.5 (2019)	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2 (2016)
亜鉛含有量	JIS K 0102 53.4 (2016)	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2 (2016)
溶解性鉄含有量	JIS K 0102 57.2 (2019) 及び備考 5	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2 (2016)
溶解性マンガン含有量	JIS K 0102 56.5 (2019) 及び備考 9	チウラム	S46 報告第 59 号付表 5 (H31 改正)
クロム含有量	JIS K 0102 65.1.5 (2019)	シマジン	S46 報告第 59 号付表 6.1 (H31 改正)
大腸菌群数	S37 厚生省・建設省令第1号 別表第1号 (H26 改正)	チオベンカルブ	S46 報告第 59 号付表 6.1 (H31 改正)
アルキル水銀化合物	S46 報告第 59 号付表 2 (H31 改正)	ベンゼン	JIS K 0125 5.2 (2016)
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	S46 報告第 59 号付表 1 (H31 改正)	セレン及びその化合物	JIS K 0102 67.4 (2019)
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102 55.4 (2019)	ほう素及びその化合物	JIS K 0102 47.4 (2019)
鉛及びその化合物	JIS K 0102 54.4 (2019)	ふっ素及びその化合物	JIS K 0102 34.4 (2019)
有機燐化合物	S49 報告第 64 号付表 1 (H31 改正)	1,4-ジオキササン	S46 報告第 59 号付表 8 第 3 (H31 改正)
六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2.5 (2019)	アノモニン、アノモニウム 化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	JIS K 0102 42.1、42.2、 43.1.1 及び JIS 43.2.3 (2019)
ヒ素及びその化合物	JIS K 0102 61.4 (2016)	窒素含有量	JIS K 0102 45.5 (2019)
シアン化合物	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5 (2019)	隣含有量	JIS K 0102 46.3.1 (2019)
PCB	S46 報告第 59 号付表 4 (H31 改正)		

表 1-2 測定項目及び分析方法一覧表 (周辺水域)

測定項目	分析方法	測定項目	分析方法
水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1(2019)	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21 及び 32.3(2019)	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
化学的酸素要求量	JIS K 0102 17(2019)	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2(2016)
浮遊物質濃度	S46 報告第 59 号付表 9 (H28 改正)	四塩化炭素	JIS K 0125 5.2(2016)
大腸菌群数	S46 報告第 59 号別表 2 備考 4 (H31 改正)	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2(2016)
アルキル水銀	S46 報告第 59 号付表 2 (H31 改正)	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
総水銀	S46 報告第 59 号付表 1 (H31 改正)	1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
カドミウム	JIS K 0102 55.4(2019)	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2(2016)
鉛	JIS K 0102 54.4(2019)	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2(2016)
六価クロム	JIS K 0102 65.2.5(2019)	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2(2016)
砒素	JIS K 0102 61.4(2019)	チウラム	S46 報告第 59 号付表 4 (H31 改正)
全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5(2019)	シマジン	S46 報告第 59 号付表 6.1 (H31 改正)
PCB	S46 報告第 59 号付表 3 (H31 改正)	チオベンソカルブ	S46 報告第 59 号付表 6.1 (H31 改正)
有機りん化合物	S49 報告第 64 号付表 1 (H31 改正)	ベンゼン	JIS K 0125 5.2(2016)
クロロエチレン	H19 環境庁告示第 10 号 付表第 1 (H31 改正)	セレン	JIS K 0102 67.4(2019)
1,4-ジオキサン	S46 報告第 59 号付表 8 第 3 (H31 改正)	ほう素	JIS K 0102 47.4(2019)
シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)	ふっ素	JIS K 0102 34.4(2019)
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 43.1.2 及び 43.2.5(2019)

浸出水及び放流水測定結果
測定結果を表2-1、表2-2に示す。

表2-1 浸出水及び放流水測定結果一覧表
(単位：mg/L、大腸菌群数：個/cm³)

測定項目	測定結果		最終処分場に係る排水基準
	① 浸出水	② 放流水	
水素イオン濃度	6.8	7.5	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量	37	5.1	60以下
化学的酸素要求量	31	15	90以下
浮遊物質	12	4	60以下
ノリノキリ抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	—	1未満	5以下
ノリノキリ抽出物質含有量 (動植物油油脂類含有量)	—	1未満	30以下
フェノール類含有量	—	0.5未満	5以下
銅含有量	—	0.02未満	3以下
亜鉛含有量	—	0.01未満	2以下
溶解性鉄含有量	—	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量	—	0.02	10以下
クロム含有量	—	0.02未満	2以下
大腸菌群数	24	0	日間平均 3000以下
アルキル水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
カドミウム及びその化合物	0.002	0.001未満	0.1以下
鉛及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1以下
有機りん化合物	0.1未満	0.1未満	1以下
六価クロム化合物	0.04未満	0.04未満	0.5以下
ヒ素及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1以下
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	1以下
ボリ塩化ビフェニル	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下

表 2-2 浸出水及び放流水測定結果一覧表

(単位：mg/L)

測定項目	測定結果		最終処分場に係る排水基準
	① 浸出水	② 放流水	
トリクロロエチレン	—	0.01 未満	0.3 以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 未満	0.1 以下
ジクロロメタン	—	0.02 未満	0.2 以下
四塩化炭素	—	0.002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	—	0.004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	0.3 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 未満	0.02 以下
チウラム	—	0.006 未満	0.06 以下
シマジン	—	0.003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	—	0.02 未満	0.2 以下
ベンゼン	—	0.01 未満	0.1 以下
セレン及びその化合物	—	0.01 未満	0.1 以下
ほう素及びその化合物	—	0.5	50 以下
ふっ素及びその化合物	—	0.08 未満	15 以下
1,4-ジオキサソ	—	0.05 未満	0.5 以下
アモニア、アモニウム化合物	—	12	200 以下
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	37	26	120 以下
窒素含有量			
燐含有量	0.037	0.005	16 以下

注) 検出されないことは、定められた測定方法の定量下限値未満をいう。
 最終処分場に係る排水基準：一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準
 を定める省令 別表 1(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号 改正平成 25 年環境省令第 3 号)

周辺水域の測定結果
測定結果を表3-1、表3-2に示す。

表3-1 周辺水域の測定結果一覧表
(単位: mg/L、大腸菌群数: MPN/100mL)

試料名	測定結果				水質汚濁に係る環境基準
	③雨水ピット (地下水)	④隣接の沢	⑤雨水調整池	⑥最終放流地点	
水素イオン濃度	7.5	7.6	7.6	7.4	—
生物化学的酸素要求量	1.2	1.4	5.9	2.3	—
化学的酸素要求量	1.8	3.0	5.2	7.0	—
浮遊物質濃度	1	4	4	69	—
大腸菌群数	3500	7900	3300	49000	—
アルキル水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出され ないこと
総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下
カドミウム	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003以下
鉛	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.01以下
六価クロム	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.05以下
砒素	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.01以下
全シアン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出され ないこと
PCB	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出され ないこと
有機りん化合物	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	—
クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下
1,4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	—	—	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	—	—	—

表3-2 周辺水域の測定結果一覧表

(単位: mg/L)

試料名	測定結果				水質汚濁に係る環境基準
	③ 雨水ピット (地下水)	④ 隣接の沢	⑤ 雨水 調整池	⑥ 最終 放流地点	
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	—	—	0.02以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	—	—	0.002以下
チウラム	0.0006未満	0.0006未満	—	—	0.006以下
シロジン	0.0003未満	0.0003未満	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	—	—	0.02以下
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
セレン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
ほう素	0.1未満	0.1未満	—	—	1以下
ふっ素	0.08未満	0.08未満	—	—	0.8以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	1.8	0.2	—	—	10以下

注) 検出されないことは、定められた測定方法の定量下限値未満をいう。
 環境基準:「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号:昭和46年12月28日
 改正平成31年環境省告示第46号)

ダイオキシン類測定結果

測定場所

登米市一般廃棄物第1最終処分場（宮城県登米市豊里町笑沢地内）

測定（試料採取）年月日

2019年8月14日

測定試料数

放流水 1検体

地下水 1検体

周辺水 1検体

測定項目及び分析方法

測定項目及び分析方法を表1-1に示す。

表 1-1 測定項目及び分析方法一覧表

種別	測定項目	分析方法
水質	ダイオキシン類	JIS K 0312 : 2008 (平成 20 年 1 月 20 日改正)

放流水測定結果

- 1) 基準値との比較
測定結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 ダイオキシン類測定結果

試料名	ダイオキシン類濃度	最終処分場の維持管理基準
②放流水 (第 1 浸出水処理施設滅菌槽)	0.0013	10

(単位：pg-TEQ/L)

最終処分場の維持管理基準：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」
(平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号 別表第 2)

- 2) 測定事例との比較
最終処分場放流水のダイオキシン類濃度の測定事例として、県内における
測定結果(平成30年度)を表2-2に示す。

表 2-2 宮城県内の放流水測定事例との比較

(単位：pg-TEQ/L)

測定試料	測定事例		測定結果 ②放流水 (第 1 浸出水処理施設滅菌槽)
	最小値	最大値	
放流水	0	4.8	0.0013

備考：「県内事業場のダイオキシン類の測定結果(平成 30 年度)」(令和元年 8 月宮城県)による最終処分場 25 施設の結果を示す。

地下水測定結果

測定結果を表 2-3 に示す。

表 2-3 ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

試料名	ダイオキシン類濃度	環境基準(地下水)
③ 雨水ピット (地下水)	0.051	1 以下

環境基準 (地下水)：「ダイオキシン類による大気の大気汚染、水質の水質汚濁 (水底の底質の汚染を含む) 及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日 環境庁告示第 68 号)

周辺水測定結果

1) 基準値との比較
測定結果を表 2-4 に示す。

表 2-4 ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

試料名	ダイオキシン類濃度	環境基準(公共用水域)
④隣接の沢	0.066	1以下

環境基準(公共用水域)：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第88号)

2) 調査事例との比較

公共用水域(水質)のダイオキシン類の調査事例結果として、「平成30年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(宮城県)を表 2-5 に示す。

表 2-5 宮城県内の公共用水域(水質)調査事例との比較

(単位：pg-TEQ/L)

環境媒体	宮城県内調査結果			測定結果
	平均値	最小値	最大値	
公共用水域(水質)	0.62	0.076	3.4	④隣接の沢 0.066

出典：宮城県内調査結果は「平成29年度ダイオキシン類に係る環境調査結果」(平成30年8月宮城県)による河川10地点の結果を示す。

登米市第2最終処分場の維持管理データ(令和元年度)

埋立地	総面積	約35,000㎡
	埋立容量	約100,000㎡
浸出水処理施設	処理能力	45㎡/日
	調整槽容量	1,300㎡

1、埋め立てた廃棄物の各月ごとの種類及び数量(令和元年度)

単位:トン

項目	令和元年										令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
一般廃棄物の埋立量	主灰(焼却残渣)	25	29	26	21	35	19	99	77	165	159	116	157	928
	飛灰(ダスト)	127	118	97	115	110	53	71	60	81	82	48	76	1,038
	流動砂	22	34	25	26	30	11	0	26	0	0	0	0	174
	不燃物(粗大)	52	59	49	35	82	57	51	49	68	47	59	63	671
	その他	16	13	21	19	40	31	33	32	24	21	49	22	321
計	242	253	218	216	297	171	254	244	338	309	272	318	3,132	

2、放流水、地下水の水質検査状況(令和元年度)

採取年月日(採水場所:放流槽)	年月日	令和元年										令和2年		
		4月2日	5月9日	6月4日	7月2日	8月7日	9月3日	10月1日	11月6日	12月3日	1月14日	2月4日	3月3日	
PH	5.8~8.6	—	8.28	7.65	7.31	6.20	7.38	7.00	施設停止中	5.97	7.60	7.74	6.57	施設停止中
BOD	60	mg/l	1.5	1.0	1.3	0.8	0.3	0.9	施設停止中	2.0	1.6	2.0	1.4	施設停止中
COD	90	mg/l	4.2	3.3	3.1	2.2	3.1	1.6	施設停止中	7.6	6.7	3.3	4.5	施設停止中
SS	60	mg/l	1.1	1.0	1.3	2.2	4.6	1.0	施設停止中	5.2	1.3	0.5	0.2	施設停止中
大腸菌数	平均3000個/cm以下	mg/l	0	0	0	0	0	0	施設停止中	0	0	0	0	施設停止中

採取年月日	年月日	令和元年										令和2年		
		4月2日	5月9日	6月4日	7月2日	8月7日	9月3日	10月1日	11月6日	12月3日	1月14日	2月4日	3月3日	
※地下水1 採水場所(上)	PH	—	7.89	7.30	7.91	6.98	7.03	7.17	7.15	7.08	7.81	7.06	7.22	7.44
	電気伝導率	ms/cm	0.176	0.130	0.168	0.124	0.175	0.191	0.145	0.173	0.188	0.149	0.139	0.332
	塩化物イオン	mg/l	20.2	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	30.3	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
※地下水2 採水場所(下)	PH	—	7.73	7.21	7.69	7.15	6.78	6.89	6.94	7.18	7.70	7.92	7.97	8.47
	電気伝導率	ms/cm	0.321	0.247	0.313	0.252	0.210	0.326	0.325	0.279	0.280	0.402	0.411	0.437
	塩化物イオン	mg/l	20.2	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	70.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0

2、点検状況

点検年月	点検結果	令和元年										令和2年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
擁壁等の点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遮水工の点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
調整池の点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浸出水処理設備の機能点検	点検結果	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
必要な措置を講じた日・措置の内容		2月7日 遮水シート損傷位置検知システム作動、業者による調査により上層シートに損傷を確認、3月7日に補修完了												

○:異常なし ×異常あり △対応中

水質測定結果

測定場所 登米市一般廃棄物第2最終処分場（宮城県登米市豊里町笑沢地内）

測定（試料採取）年月日

2019年8月14日

測定試料数

浸出水（第2浸出水処理施設 流入口） 1検体
 放流水（第2浸出水処理施設 消毒槽） 1検体
 周辺水域 4検体

測定項目及び分析方法

測定項目及び分析方法を表1-1、1-2に示す。

表1-1 測定項目及び分析方法一覧表（浸出水、放流水）

測定項目	分析方法	測定項目	分析方法
水素イオン濃度	JIS K 0102 12.1(2019)	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
生物化学的酸素要求量	JIS K 0102 21及び32.3(2019)	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
化学的酸素要求量	JIS K 0102 17(2019)	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.2(2016)
揮発物質量	S46 報告第59号付表9 (H31 改正)	四塩化炭素	JIS K 0125 5.2(2016)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	S49 報告第64号付表4(H31 改正)及び JIS K 0102 附属書 1. II. 1.(2019)	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.2(2016)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油類含有量)	S49 報告第64号付表4(H26 改正)及び JIS K 0102 附属書 1. II. 2.(2019)	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
フェノール類含有量	JIS K 0102 28.1(2019)	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.2(2016)
銅含有量	JIS K 0102 52.5(2019)	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2(2016)
亜鉛含有量	JIS K 0102 53.4(2016)	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.2(2016)
溶解性鉄含有量	JIS K 0102 57.2(2019)	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.2(2016)
溶解性マンガン含有量	JIS K 0102 56.5(2019)	チウラム	S46 報告第59号付表5 (H31 改正)
クロム含有量	JIS K 0102 65.1.5(2019)	シヤンジン	S46 報告第59号付表6.1 (H31 改正)
大腸菌群数	S37 厚生省・建設省令第1号 別表第1号(H26 改正)	チオベンソカルブ	S46 報告第59号付表6.1 (H31 改正)
アルキル水銀化合物	S46 報告第59号付表2 (H31 改正)	ベンゼン	JIS K 0125 5.2(2016)
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	S46 報告第59号付表1 (H31 改正)	セレン及びその化合物	JIS K 0102 67.4(2019)
カドミウム及びその化合物	JIS K 0102 55.4(2019)	ほう素及びその化合物	JIS K 0102 47.4(2019)
鉛及びその化合物	JIS K 0102 54.4(2019)	ふっ素及びその化合物	JIS K 0102 34.4(2019)
有機燐化合物	S49 報告第64号付表1 (H31 改正)	1,4-ジオキサン	S46 報告第59号付表8 第3(H31 改正)
六価クロム化合物	JIS K 0102 65.2.5(2019)	フェニエチル、フェニエチル 化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	JIS K 0102 42.1、42.2、 43.1.1 及び 43.2.3(2019)
ひ素及びその化合物	JIS K 0102 61.4(2016)	窒素含有量	JIS K 0102 45.2(2019)
シアン化合物	JIS K 0102 38.1.2 及び 38.5(2019)	燐含有量	JIS K 0102 46.3.1(2019)
P C B	S46 報告第59号付表4 (H31 改正)		

表 1-2 測定項目及び分析方法一覧表 (周辺水域)

測定項目	分析方法	測定項目	分析方法
水素イオン濃度	JTS K 0102 12.1 (2019)	トリクロロエチレン	JTS K 0125 5.2 (2016)
生物化学的酸素要求量	JTS K 0102 21 及び 32.3 (2019)	テトラクロロエチレン	JTS K 0125 5.2 (2016)
化学的酸素要求量	JTS K 0102 17 (2019)	ジクロロメタン	JTS K 0125 5.2 (2016)
浮遊物質濃度	S46 報告第 59 号付表 9 (H31 改正)	四塩化炭素	JTS K 0125 5.2 (2016)
大腸菌群数	S46 報告第 59 号別表 2 備考 4 (H31 改正)	1,2-ジクロロエタン	JTS K 0125 5.2 (2016)
アルキル水銀	S46 報告第 59 号付表 2 (H31 改正)	1,1-ジクロロエチレン	JTS K 0125 5.2 (2016)
総水銀	S46 報告第 59 号付表 1 (H31 改正)	1,2-ジクロロエチレン	JTS K 0125 5.2 (2016)
カドミウム	JTS K 0102 55.4 (2019)	1,1,1-トリクロロエタン	JTS K 0125 5.2 (2016)
鉛	JTS K 0102 54.4 (2019)	1,1,2-トリクロロエタン	JTS K 0125 5.2 (2016)
六価クロム	JTS K 0102 65.2.1 (2019)	1,3-ジクロロプロペン	JTS K 0125 5.2 (2016)
砒素	JTS K 0102 61.4 (2019)	チウラム	S46 報告第 59 号付表 5 (H31 改正)
全シアン	JTS K 0102 38.1.2 及び 38.5 (2019)	シマジン	S46 報告第 59 号付表 6.1 (H31 改正)
PCB	S46 報告第 59 号付表 3 (H31 改正)	チオベンゾカルbaz	S46 報告第 59 号付表 6.1 (H31 改正)
有機りん化合物	S49 報告第 64 号付表 1 (H31 改正)	ベンゼン	JTS K 0125 5.2 (2016)
クロロエチレン	H9 環境庁告示第 10 号 付表第 2 (H31 改正)	ヘレン	JTS K 0102 67.4 (2019)
1,4-ジオキササン	S46 報告第 59 号付表 8 第 3 (H31 改正)	ほう素	JTS K 0102 47.4 (2019)
シス-1,2-ジクロロエチレン	JTS K 0125 5.2 (2016)	ふっ素	JTS K 0102 34.4 (2019)
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JTS K 0125 5.2 (2016)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JTS K 0102 43.1.2 及び 43.2.5 (2019)

浸出水及び放流水測定結果
測定結果を表2-1、2-2に示す。

表2-1 浸出水及び放流水測定結果一覧表
(単位：mg/L、大腸菌群数：個/cm³)

測定項目	測定結果		最終処分場に係る排水基準
	① 浸出水	② 放流水	
水素イオン濃度	7.0	7.9	5.8以上 8.6以下
生物化学的酸素要求量	4.4	0.8	60以下
化学的酸素要求量	32	5.2	90以下
浮遊物質	21	3	60以下
リノレン酸抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	—	1未満	5以下
リノレン酸抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	—	1未満	30以下
フェノール類含有量	—	0.5未満	5以下
銅含有量	—	0.02未満	3以下
亜鉛含有量	—	0.05	2以下
溶解性鉄含有量	—	0.02未満	10以下
溶解性マンガン含有量	—	0.01未満	10以下
クロム含有量	—	0.02未満	2以下
大腸菌群数	0	0	日間平均 3000以下
アルキル水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	検出されないこと
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.0005未満	0.0005未満	0.005以下
カドミウム及びその化合物	0.004	0.001未満	0.1以下
鉛及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1以下
有機りん化合物	0.1未満	0.1未満	1以下
六価クロム化合物	0.04未満	0.04未満	0.5以下
ヒ素及びその化合物	0.01未満	0.01未満	0.1以下
シアン化合物	0.1未満	0.1未満	1以下
バリ塩化ビフェニル	0.0005未満	0.0005未満	0.003以下

表2-2 浸出水及び放流水測定結果一覧表

(単位：mg/L)

測定項目	測定結果		最終処分場に 係る排水基準
	① 浸出水	② 放流水	
トリクロロエチレン	—	0.01 未満	0.3 以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 未満	0.1 以下
ジクロロメタン	—	0.02 未満	0.2 以下
四塩化炭素	—	0.002 未満	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	—	0.004 未満	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	0.1 未満	1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 未満	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	0.3 未満	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006 未満	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	0.002 未満	0.02 以下
チララム	—	0.006 未満	0.06 以下
シマジン	—	0.003 未満	0.03 以下
チオベンカルブ	—	0.02 未満	0.2 以下
ベンゼン	—	0.01 未満	0.1 以下
セレン及びその化合物	—	0.01 未満	0.1 以下
ほう素及びその化合物	—	0.3	50 以下
ふっ素及びその化合物	—	0.08 未満	15 以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 未満	0.5 以下
アセチル、アセチル化合物 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	—	9.5	200 以下
窒素含有量	37	11	120 以下
リン含有量	0.028	0.17	16 以下

注) 検出されないことは、定められた測定方法の定量下限値未満をいう。
 最終於処分場に係る排水基準：一般廃棄物の最終於処分場及び産業廃棄物の最終於処分場に係る技術上の基準
 を定める省令 別表1(昭和52年総理府・厚生省令第1号 改正平成25年環境省令第3号)

周辺水域の測定結果
測定結果を表3-1、3-2に示す。

表3-1 周辺水域の測定結果一覧表
(単位: mg/L、大腸菌群数: MPN/100mL)

試料名	測定結果					水質汚濁に係る環境基準
	③No.2. モニタリング井戸	④No.3 モニタリング井戸	⑤雨水調整池	⑥最終放流地点		
水素イオン濃度	7.6	7.6	7.6	7.4	—	
生物化学的酸素要求量	1.6	1.1	1.6	1.7	—	
化学的酸素要求量	2.6	2.1	2.9	8.0	—	
浮遊物質質量	7	1未満	1	65	—	
大腸菌群数	3300	11000	33000	170000	—	
アルキル水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出され ないこと	
総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005以下	
カドミウム	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.003以下	
鉛	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.001	0.01以下	
六価クロム	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.01未満	0.05以下	
砒素	0.001未満	0.001未満	0.001未満	0.002	0.01以下	
全シアン	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	検出され ないこと	
PCB	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	検出され ないこと	
有機りん化合物	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	—	
クロロエチレン	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.002以下	
1,4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.05以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	—	—	—	

表 3-2 周辺水域の測定結果一覧表

(単位：mg/L)

試料名	測定結果				水質汚濁に係る環境基準
	③No.2 モニタリング 井戸	④No.3 モニタリング 井戸	⑤雨水 調整池	⑥最終 放流地点	
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	—	—	0.02以下
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	0.01未満	0.01未満	—	—	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	0.1未満	0.1未満	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	—	—	0.006以下
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	—	—	0.002以下
チオラム	0.0006未満	0.0006未満	—	—	0.006以下
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	—	—	0.003以下
チオベンソカルブ	0.002未満	0.002未満	—	—	0.02以下
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	—	—	0.01以下
セレン	0.001	0.001未満	—	—	0.01以下
ほう素	0.1未満	0.1未満	—	—	1以下
ふっ素	0.08未満	0.08未満	—	—	0.8以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0.5	0.5	—	—	10以下

(注) 検出されないことは、定められた測定方法の定量下限値未満をいう。
 環境基準：「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第59号：昭和46年12月28日
 改正平成31年環境省告示第46号)

ダイオキシン類測定結果

測定場所

登米市一般廃棄物第2最終処分場（宮城県登米市豊里町築沢地内）

測定（試料採取）年月日

2019年8月14日

測定試料数

放流水 1検体

地下水 2検体

測定項目及び分析方法

測定項目及び分析方法を表1-1に示す。

表1-1 測定項目及び分析方法一覧表

種別	測定項目	分析方法
水質	ダイオキシン類	JIS K 0312：2008（平成20年1月20日改正）

放流水測定結果

1) 基準値との比較

測定結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

試料名	ダイオキシン類濃度	最終処分場の維持管理基準
②放流水 (第 2 浸出水処理施設消毒槽)	0.000017	10

最終処分場の維持管理基準：「ダイオキシン類対策特別措置法施行規則」

(平成 11 年 12 月 27 日 総理府令第 67 号 別表第 2)

2) 測定事例との比較

最終処分場放流水のダイオキシン類濃度の測定事例として、県内における測定結果(平成30年度)を表2-2に示す。

表 2-2 宮城県内の放流水測定事例との比較

(単位：pg-TEQ/L)

測定試料	測定事例		測定結果 ②放流水 (第 2 浸出水処理施設消毒槽)
	最小値	最大値	
放流水	0	4.8	0.000017

出典：測定事例は、「県内事業場のダイオキシン類の測定結果(平成 30 年度)」(宮城県)による最終処分場 25 施設の結果を示す。

地下水測定結果
測定結果を表 2-3 に示す。

表 2-3 ダイオキシン類測定結果

(単位：pg-TEQ/L)

試料名	ダイオキシン類濃度	環境基準(地下水)
③No.2 モニタリング井戸	0.33	1 以下
④No.3 モニタリング井戸	0.0025	

環境基準(地下水)：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)